

河川情報の提供に関する基本協定書

国土交通省水管理・国土保全局長（以下「甲」という。）及び日本放送協会報道局長（以下「乙」という。）は、国土交通省の有する水位、雨量、ダム諸量、レーダ雨量等のデータ（以下「水位情報等」という。）及び河川流況・水位状況・河川周辺状況等の映像情報（以下「映像情報」という。また、水位情報等と映像情報を総称して「河川情報」という。）の提供、並びに日本放送協会が、災害対策基本法に規定される指定公共機関として、河川情報を放送等に活用することに関して、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、国土交通省の各地方整備局長及び北海道開発局長（以下「整備局長等」という。）が有する河川情報を乙及び日本放送協会の各放送局長（以下「放送局長等」という。）に提供し、放送局長等が提供された河川情報を放送等に活用することにより、流域住民の洪水被害等の予防、迅速な避難等に役立てることを目的とする。

第2条（提供する情報の内容及び提供方法）

整備局長等が放送局長等に提供する河川情報の内容及び河川情報の提供方法等に関する事項は、整備局長等と当該整備局長等から河川情報の提供を受けようとする放送局長等が協議して定めるものとする。なお、河川情報のうちレーダ雨量データ及び映像情報については、整備局長等が乙に提供するものとする。

第3条（費用負担）

費用負担については、原則次の通りとする。

- (1) 河川情報の放送局長等への送信に係る費用は整備局長等の負担とする。
- (2) 河川情報の受信に係る費用は放送局長等の負担とする。
- (3) 映像情報の伝達に必要な通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、別途、整備局長等と放送局長等が協議して定めるものとする。

第4条（提供する情報に対する責任）

甲は、次に掲げる場合、乙に対して、河川情報を提供できないことについて責任を負わない。

（1）天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値等の送信

（2）保守、点検による情報送信の停止

2 河川情報の送信に関し、情報送信の停止又は異常値等の送信が判明した場合は、当該河川情報を提供する整備局長等は、遅滞なく河川情報の提供を受ける放送局長等に対してそれを通知するものとする。

第5条（意見交換）

甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、提供する河川情報の内容及びその活用状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ提供する情報の内容及びその活用のあり方について見直しを行うものとする。

第6条（協議事項）

この協定書に記載のない事項が発生した場合は、甲及び乙は協議の上決定するものとする。

第7条（有効期間等）

この協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも、この協定の改廃について申出がないときは、同じ条件でさらに1年間更新するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。



2 この協定の締結に伴い、平成18年3月31日付け協定書「河川情報及び映像情報の提供に関する基本協定書」は廃止する。ただし、平成18年3月31日付け協定書「河川情報及び映像情報の提供に関する基本協定書」第2条に基づき整備局長等と放送局長等の間で締結した細目協定書は、この協定の第2条の協議としてみなす。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 3月17日

甲 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通省水管理・国土保全局長

五道 仁実



乙 東京都渋谷区神南二丁目2番1号
日本放送協会報道局長

小池 英夫

